社会福祉法人　小樽四ツ葉学園

短期入所事業　小樽四ツ葉学園　運営規程

（目　的）

第１条

社会福祉法人　小樽四ツ葉学園が設置運営する小樽四ツ葉学園（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が障がい者に対し、適正な短期入所を提供することを目的とする。

（運営方針）

第２条

事業所の従業者は、事業を行うに当たっては、利用者の可能な限りその居宅において、その有する機能に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目指すものとする。

２　事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の医療機関、保健所、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第３条

事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

（１）　名　称　　小樽四ツ葉学園

（２）　所在地　　小樽市桜３丁目１０番１号

（従業員の職種、員数及び職務内容）

第４条

事業所に勤務する従業員の職種、員数及び職務内容は、次の通りとする。

（１）　管理者　１名（常勤・兼務）

管理者は、施設の業務を統括する。

（２）　サービス管理責任者　１名（常勤・専従）

サービス管理責任者は、個別支援計画の作成、サービス内容の継続的な評価等利用者支援に関わる全般を統括する。

（3）　事務員　1名（常勤・専従）

事務員は、施設の庶務及び会計事務等、生活支援を兼務して行う。

（4）　看護師　1名（常勤・専従）

看護師は、利用者の看護並びに利用者、職員の保健衛生管理、利用者の支援に従事する。

（5）　栄養士　1名（常勤・専従）

栄養士は、給食責任者として献立の作成、栄養量計算及び給食記録、並びに調理員が行う給食業務全般の支援、利用者の栄養支援に従事する。

（6）　生活支援員　35名

（常勤・専従21名、常勤・兼務1名、非常勤・専従13名）

生活支援員は、支援計画に基づき、日常生活の支援の実施に関することに従事する。

（7）　医師（嘱託医）　（1名）

嘱託医は、利用者及び職員に対し、定期的及び緊急時における診療、健康管理及び保健衛生支援に従事する。

（8）　夜間勤務職員　3名（非常勤・専従）

（利用定員）

第5条

事業者が行う短期入所事業は併設型とし、利用定員は5名とする。

（指定事業の提供内容）

第6条

事業の内容は、次の通りとする。

（1）　入浴、食事等の日常生活上の援助及び機能訓練

（2）　必要な健康管理及び処置

（3）　利用者、家族からの相談に対する助言等

（短期入所計画の作成）

第7条

事業所は事業の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分配慮し、個別に短期入所計画を作成する。

2　短期入所計画の作成、変更の際には、利用者または家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。

3　利用者に対し、各種サービスを提供するとともに、継続的なサービス管理（記録等）と質の評価を行い、常にその改善を図る。

（利用者から受領する費用の額）

第８条

事業者がサービスを提供した場合の利用料の額は、利用者の障害の程度に応じて厚生労働省が定める区分に従い、市町村長が定める基準により算定した定率負担額とする。

２　短期入所において提供される便宜のうち、それに係る原材料費等の実費として、次の金額の支払いを受けるものとする。

（１）　給食費（１食）　低所得者 250 円　一般 475 円　弁当 420 円（平日昼食のみ）

（２）　小遣いの他生活において、通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用。

３　前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して、事前に文書で説明した上で、支払いを受けた場合は、領収書を利用者に交付する。

（利用者についての留意事項）

第９条

利用者のサービス利用中における不測の事故等を防ぐため、短期入所利用者に対して、入所利用者と一緒に総合的にサービス支援を行うものとする。

（虐待防止に関する事項）

第 10 条

事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

（緊急時等における対応方法）

第 11 条

短期入所の提供中に、利用者の病状に急変その他の緊急事態が生じた場合は、必要に応じて、緊急対応を行うとともに、速やかに嘱託医及び家族に連絡をし、適切な処置を行うこととする。

２　従事者は前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者に報告をしなければならない。

（非常災害対策）

第 12 条

事業所は、火災等の非常災害に備え、日常より防災に配慮すると共に、小樽四ツ葉学園消防計画に従い、防災教育、防災訓練を実施する。

（損害賠償）

第13条

短期入所サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

2　前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

（地域生活支援拠点等事業の機能を担う事業所）

第14条

事業所は、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）第一の二の３」に規定する地域生活支援拠点等として次の機能を担う。

（１）緊急時の受入れ対応

短期入所等を活用した常時の緊急受入体制を確保した上で、介護者の急病や障がい者の状態変化等の緊急時の受入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能。

（２）専門的人材の確保・養成

医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障者がい者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能。（小樽市障害者基幹相談支援センター等が開催する研修への参加、法人外で開催される研修への参加等）

（３）地域の体制づくり

小樽市障害者基幹相談支援センターや相談支援事業所、他の障害福祉サービスを行う事業所と連携して、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能。

（その他運営に関する重要事項）

第15条

従業者の資質の向上を図るための研修の機会を次の通り設けることとし、業務体制を整備する。

（１）　採用時研修　採用後１ヶ月以内

（２）　継続研修　　施設内研修及び施設外研修への派遣

2　従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

3　従業者であった者に、業務上知り得たその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、守秘するべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。

4　この規程に定める事項のほか運営に関する重要事項は、社会福祉法人小樽四ツ葉学園と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（雑　則）

第16条

この規程に定めるもののほか、実施に当たっての細部について必要な事項は、法人理事長が別に定める。

（改　正）

第17条

この規程の改正は、法人理事会の議決により行う。

附　則

この規程は、平成１５年　４月　１日から施行する。
この規程は、平成１７年　４月　１日から施行する。
この規程は、平成１８年　４月　１日から施行する。
この規程は、平成１８年１０月　１日から施行する。
この規程は、平成２０年　４月　１日から施行する。
この規程は、平成２１年　４月　１日から施行する。
この規程は、平成２３年　４月　１日から施行する。
この規程は、平成２４年　２月　１日から施行する。
この規程は、平成２４年１０月　１日から施行する。
この規程は、平成２６年　４月　１日から施行する。
この規程は、平成２７年　１月　１日から施行する。
この規程は、平成２７年　４月　１日から施行する。
この規程は、平成３０年　４月　１日から施行する。
この規程は、平成３１年　４月　１日から施行する。
この規程は、令和　３年１０月　１日から施行する。